

別添

## 「とっとり防災フェスタ2024」会場設営等委託業務仕様書

### 1 業務の概要

(1) 業務の名称

「とっとり防災フェスタ2024」会場設営等委託業務（以下「委託業務」という。）

(2) 業務の期間 契約締結日から令和6年10月31日まで

(3) 業務の概要

次のとおり開催する「とっとり防災フェスタ2024」（以下「フェスタ」という。）に係る会場設営等の業務について、この仕様書に基づき行うものとする。

| 日 時                       | 場 所                    |
|---------------------------|------------------------|
| 令和6年9月15日（日）午前10時から午後3時まで | 琴浦町東伯総合公園（東伯郡琴浦町田越560） |

※会場概要は別紙1のとおり。

### 2 一般的事項

フェスタに係る会場設営等に関する一般的事項については、次のとおりとする。

(1) 会場設営に必要な資機材の数量及び内容については、この仕様書に定めがない限り受注者が物品等を調達し、設置から撤去まで行うこと。

なお、フェスタの企画内容の決定、フェスタ参加機関との協議等により資機材の数量及び内容が変更となることがあるので、その場合は変更契約により対応するものとする。

(2) 会場内の準備及び片付け等については、次のとおりとする。

ア 準備 令和6年9月13日（金）及び14日（土）午前9時から午後7時まで  
15日（日）午前6時から午前8時まで

イ 後片付け 令和6年9月15日（日）午後3時から午後7時まで  
（9月16日（月）午後4時まで延長可能）

ウ 会場設営は、令和6年9月15日（日）午前8時までに完了すること。

エ 受注者は、契約締結後、速やかに現地踏査を行い、必要に応じて会場設営について発注者に適宜技術的な助言を行うこと。（会場のバリアフリー化の提案等）

オ 強風により資機材が飛ばないように設営を行うこと。

なお、特にテントに関しては、風に煽られて倒れることにより、人身事故が発生することが考えられるので、十分な補強対策を講じること。

カ 会場設営に当たっては、施設管理者の指示に従うこと。

### 3 委託業務の内容

#### (1) 展示ブース等の設置

ア 本部テント、展示ブース等で使用するテント及びパーテーション、訓練参観用テント、シャトルバス乗り場テント、長机、折りたたみパイプ椅子を設置するものである。

イ 数量は、別紙2のとおりとするが、概算見込み数量であるため、今後、変更するものとする。

ウ 各設備の規格は次のとおりとする。

<テント> 1. 5K×2K（約2.7m×約3.6m）

※2K×3Kテントを横幕で仕切る形で2ブース分として代用して差し支えない。（ただし、別紙1「会場見取り図」で中央広場に配置する予定のテントについては、1張ずつ分散して配置する想定のため、原則として前述の代用は不可とする。）

<パーテーション> H2100mm×W900mm

<長机> W1800mm×D450mm

エ 強風などによりテント等が飛ばないように、設置に当たっては危険防止対策を講じること。

## (2) 電気設備の設置

ア 展示ブース、本部テント及び(3)の音響設備等に要する電源を供給するため、発電機を設置すること。

イ 発電機の規格は、25KVA（静音型）で2台を想定しているが、各ブースで使用する電力量から必要な電力量を算定し、不足等する場合は発注者と協議の上、変更するものとする。なお、電圧はAC100Vとし、発電機の運転に必要な燃料も併せて供給すること。

ウ フェスタ参加団体が設置する電源車が使用可能となった場合、優先的に電源車を使用するものとし、不足する電源をイの発電機で供給するものとする。

エ 発電機から電源の供給が必要な各ブース等への配線及びコンセントの設置を行うこと。設置するコンセントの数量は、別紙2のとおりである。

## (3) 音響設備の設置

次の放送エリアに区分けして行う場内放送の音響設備を設置する。

ア 訓練会場（多目的広場及び野球場）

(ア) 放送系統は次のとおりとし、資機材等設置場所、放送内容及び放送エリア等は下表のとおりである。

| 放送系統 | 資機材等設置場所                      | 放送内容             | 放送エリア            | マイク、スタンドの設置数  |
|------|-------------------------------|------------------|------------------|---|
| 訓練放送 | 本部テントまたは訓練会場1で、受注者から発注者へ渡すこと。 | 訓練の様子を見学者に説明する放送 | 訓練会場1<br>(多目的広場) | ワイヤレスマイクスピーカーセット（1セット）<br>(ワイヤレスマイク2)<br>発注者が携行し、訓練会場1で使用することを想定している。<br>会場におけるオペレーターは不要。 |

(イ) 音響設備の能力は概ね次のとおりとする。

訓練放送は、訓練会場の見学者（100人程度を想定）に訓練の状況を説明するために使用するもので、概ね明瞭に聞き取り可能な音響設備を設営すること。

(ウ) アンプ、スピーカー及びマイク等の資機材の設置個数及び能力は、この仕様書の内容に適合できるものを検討の上、見積りすること。

(エ) 音響設備の設営に必要な資機材は、受注者が、物品の調達から設置、撤去まで行うこと。

イ 室内展示ブース等（体育館）

体育館内で使用する放送設備は、施設備付のものを使用する。借用の手配、当日の操作などは発注者が行う。

## (4) 看板の設置

ア 別紙3のとおり案内看板を設置すること。なお、フェスタの企画内容の変更、警察との協議により、数量が変更になることがある。

イ 看板の記載事項は、契約締結後に発注者が確定して示すので、それをもとに受注者がデザイン案を作成し、発注者と協議して決定すること。

ウ 看板の設置位置は、別途発注者と協議して決定することとするが、各コーナー・エリア付近への設置を基本とし、強風などにより飛ばないように重しを設置すること。

エ 看板の設置及び撤去は受注者が行うこと。

オ 看板はフェスタのみに使用するものであるため、一時的な消費に適した品質とすること。

#### (5) 飲食ブースの設置

ア 会場内に有償提供の飲食ブース（3店舗）を設置することとし、飲食の内容は、極力、地元の特産品等を活用したものとするため、琴浦町商工会と相談のうえ出店候補者を選定し、事前に発注者の了解を得ること。

なお、発注者においても数店舗設置する予定であるが、発注者が設置する店舗に関してはブースの設置、撤去等を受注者に求めるものではない。

イ 飲食ブースの設置場所については、発注者と協議して決定すること。

ウ 飲食ブース、簡易流し台等の設置、撤去に要する経費（飲食ブースのテントを含め、設置に要するすべての経費）は全て受注者の負担とする。

エ 飲食ブース等の設置に関して、必要な許認可手続きについては、すべて受注者が行うこと。

#### (6) ゴミの処理

ア 中央広場、体育館及び訓練会場1，2内にゴミかご各6個（分別収集を実施）を設置し、適切な分別収集が行えるよう区分すること。

イ ゴミ分別収集場所の配置等は、発注者と別途協議の上決定すること。

ウ フェスタ当日のゴミ収集場所の軽易な維持管理（ゴミ袋の交換等）は、発注者が行う。

エ ゴミ分別収集場所で収集したゴミは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）、関係法令等に基づき、適正に処理すること。

なお、実施に当たっては、事前にゴミの廃棄先市町村の排出基準に従うこと。

#### (7) 会場警備及び安全資機材の設置等

ア 会場周辺及び駐車場の交通誘導警備を行うため、警備員（6名）を配置すること。配置場所は各駐車場に2名ずつとするが、状況に応じて配置を変更して差し支えない。なお、当日スタッフ（鳥取県職員等）が交通誘導の補助を行うため、必要に応じて連携して対応すること。

イ カラーコーン、コーンバーを調達すること。配置場所は別紙2のとおりとする。また、設置に当たっては必要に応じて重しを設置すること。

#### (8) 給茶サービス

ア 参観者等の熱中症対策の一環として、冷たいお茶をセルフサービスで提供できるよう、以下の資機材等を設置すること。設置箇所は訓練参観席とし、台数等の配分は発注者の指示による。

(ア) ウォータージャグ（容量は18リットル程度のもの） 3台

(イ) 紙コップ 500個

イ 上記（ア）のウォータージャグには、冷たいお茶を充填しておくこと。

#### (9) 仮設トイレの設置

ア 中央広場に、仮設トイレ（2基）（手洗いシンク（1基）及び目隠しフェンス（4枚）を含む）を設けること。詳細な配置場所は発注者と協議して決定すること。

イ 使用後の清掃、くみ取りは受注者が行うこと。

#### (10) スポットクーラーの設置

ア 体育館内に、スポットクーラー7基を設置すること。詳細な配置場所は発注者と協議の上決定すること。

イ 撤去についても受注者で実施すること。また、体育館内のブレーカー等が落ちないように、(2)の電気設備設置の算定の際に、本クーラーの設置についても考慮すること。

### 4 委託業務の実施に当たっての注意事項

(1) 委託業務の実施に当たっては、契約締結後に発注者と詳細な打合せを行うこと。

(2) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

(3) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の再委託の承認をしないものとする。ただし、ア、イ又はオに該当する場合で、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

- ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
  - イ 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合
  - ウ 行政の許可を受けた者が行う必要のある業務の場合、その許可を受けていない者への再委託を行う場合
  - エ 行政の登録又は届出等を受けた者が行う必要のある業務の場合、当該業務に係る登録をされていない者又は当該業務に係る届出をしていない者への再委託を行う場合
  - オ 鳥取県内に本店又は支店（営業所、出張所等を含む。）を有しない者への再委託を行う場合
- (4) 委託業務の実施に関して疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議すること。
  - (5) 不測の事態に対応できる連絡体制を確保し、委託業務実施中に不測の事態が発生した場合は、迅速に発注者に連絡を行うこと。
  - (6) フェスタ参加機関は、ブースの配置等が完了しないと、資機材の搬入準備に入れないため、作業工程に十分留意すること。
  - (7) 大規模事故、気象警報発生時等には、発注者の判断により、フェスタを中止することがある。その際は、発注者と受注者とが協議の上、出来高に基づいて委託料の一部を支払いするものとする。
  - (8) 荒天が予想される場合は、発注者の判断により、イベントの一部を取りやめたり、露天の区域に設置する設備を移動させることがある。この場合は、発注者と受注者が事前に打ち合わせをし、準備に支障がないようにすること。
  - (9) 会場設営に係る資機材等の数量又は委託業務の内容に変更があった場合は、変更契約で対応すること。

## 5 作業責任者

- (1) 受注者は、委託業務の管理及び統括を行う作業責任者を定め、7の(1)のとおり発注者に通知すること。
- (2) 監督員からの指示、協議等は、原則として作業責任者が対応すること。

## 6 監督員

- (1) 発注者は、委託業務の監督員を選任し、受注者へ通知する。
- (2) 監督員は、委託業務の範囲内において、受注者又は作業責任者に対する指示、承諾、協議等の職務を行う。

## 7 提出書類（提出時期、提出部数）

提出書類は以下のとおりとし、提出先は鳥取県危機管理部危機管理政策課とすること。

- (1) 作業責任者通知書・・・契約締結日から14日以内、1部
- (2) 見積内訳書・・・契約締結日から20日以内、1部  
※見積内訳書の内容は、項目、規格、数量及び単価並びに項目ごとの見積金額等が記載されたものとする。
- (3) 業務完了報告書・・・業務完了後10日以内、1部（業務実施状況のわかる写真や図面等を添付すること）

## 8 特記事項

- (1) 委託業務において、購入及びリースするものについては、鳥取県グリーン購入基本方針に従い、環境物品等の調達の推進を図ること。
- (2) 会場内での運営管理に当たっては、廃棄物の発生抑制、リユース、リサイクルに特に配慮する他、移動に当たっては、低公害車を使用するなど、環境に配慮すること。
- (3) 強風などにより、テント、看板類及び資機材が飛ばないように、設置に当たっては危険防止に配慮した構造を施すこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、極力、鳥取県内の人材・製品の活用に努めること。

## 9 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

## 10 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

## 11 事故等による損害賠償の負担

### (1) 一般的な損害に関する事項

委託業務を行うに当たり生じた損害（(2) のア又はイに該当する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担すること。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

### (2) 第三者に及ぼした損害に関する事項

ア 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担すること。

イ アの規定にかかわらず、アに規定する賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

ウ ア及びイの場合、その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

## 12 その他

この仕様書に記載されていない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(別紙)

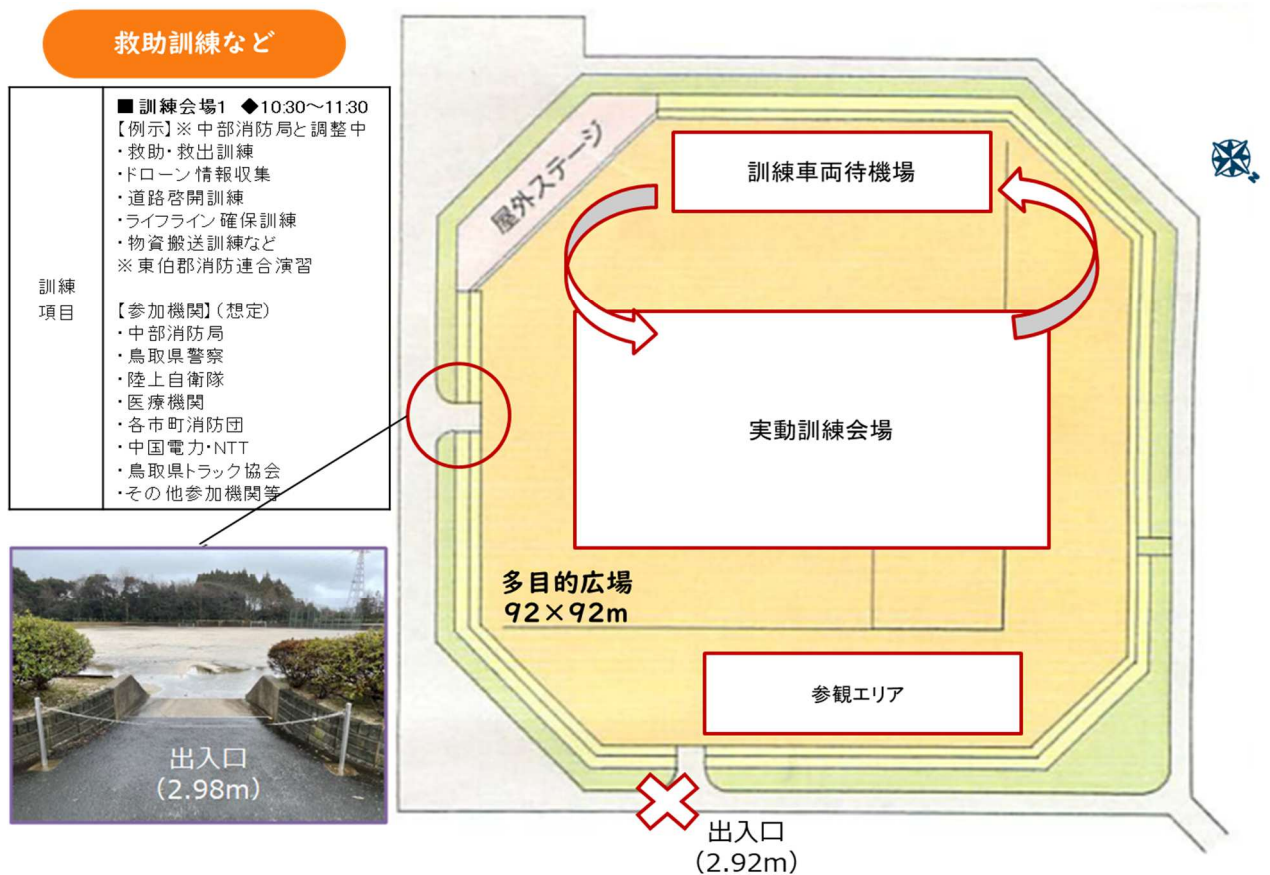
- 1 会場見取り図
- 2 会場設営資機材等一覧表
- 3 看板一覧表

# 別紙1 会場見取り図（とっとり防災フェスタ2024）

## 会場全体図（東伯総合公園）（案）



## 訓練会場1（多目的広場）（案）



## 訓練会場2(野球場)(案)

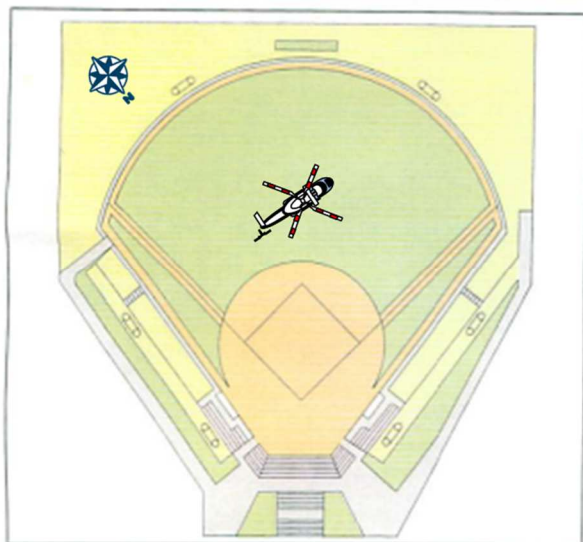


野 球 場

両 翼 91m  
センター 115m  
収容人員 2,500人

(夜間照明付)

へり連携訓練



訓練  
項目

■ 訓練会場2(へり連携訓練) ◆11:00~

【例示】

- ・上空偵察訓練
- ・孤立住民救出訓練
- ・医師等搬送訓練
- ・傷病者搬送訓練
- ・物資供給訓練

【参加機関】(想定)

- ・自衛隊へり
- ・海上保安庁へり
- ・ドクターへり
- ・防災へり

## 訓練会場3(平岩記念館)(案)

避難所運営訓練

訓練  
項目

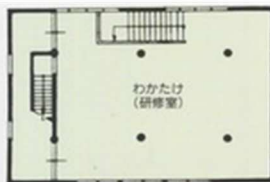
■ 訓練会場3 ◆13:00~

【例示】

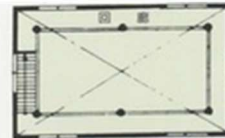
- ・避難所運営訓練
- ・避難所ケア対策訓練

【参加機関】(想定)

- ・琴浦町
- ・日本赤十字社鳥取支部
- ・鳥取県社会福祉協議会
- ・鳥取県DWATほか



2階平面図



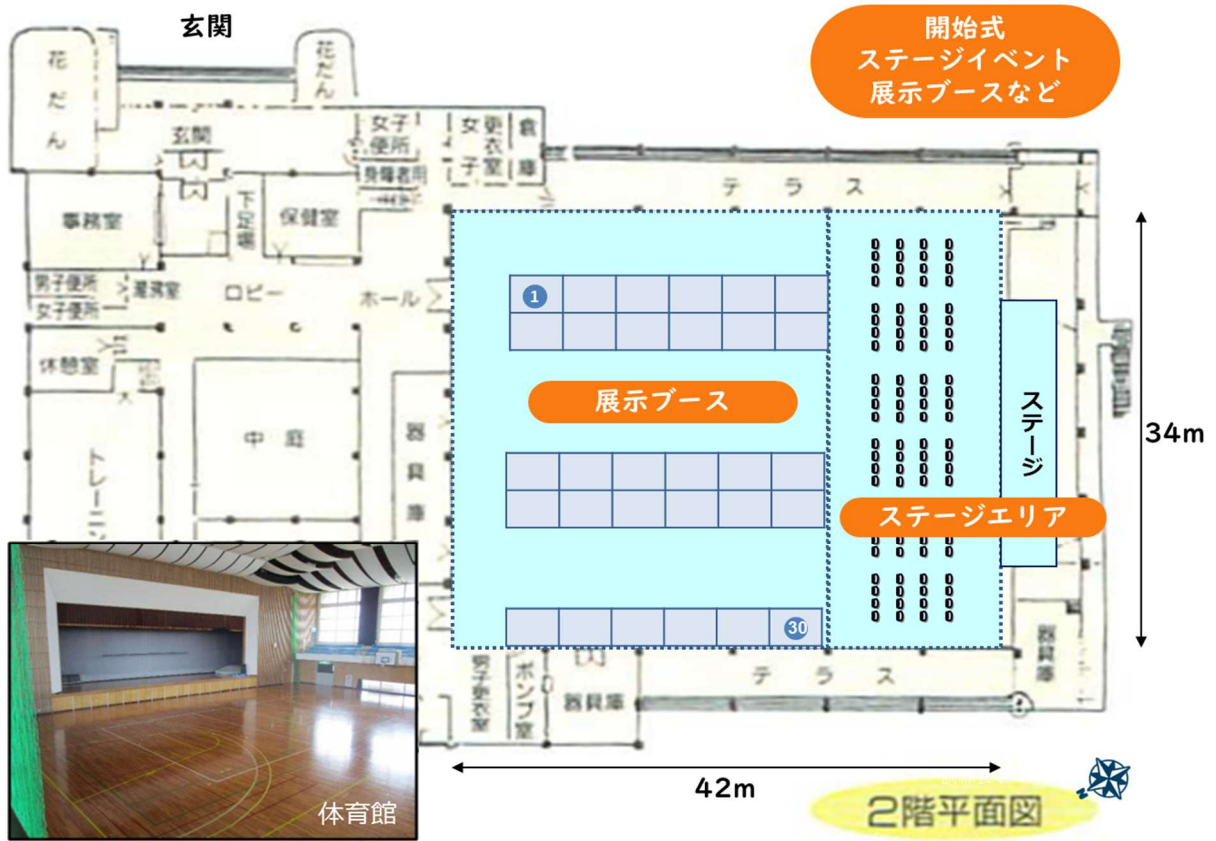
2階吹抜平面図



1階平面図



### 展示・体験エリア1(体育館)(案)

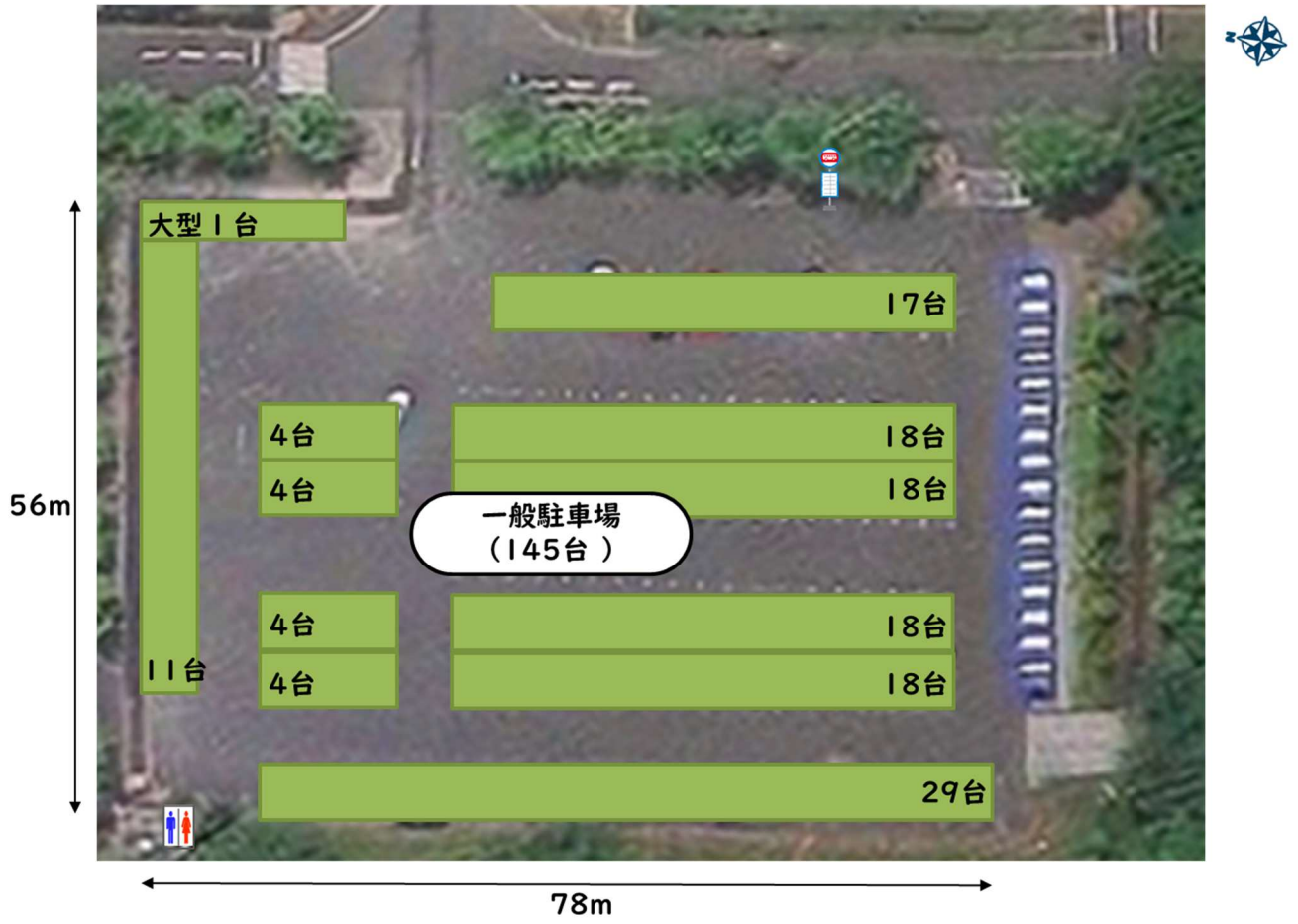


### 展示・体験エリア2、関係者駐車場(中央広場)(案)





### 駐車場1(案)



### 駐車場2(案)



## 臨時駐車場(琴浦町役場)(案)

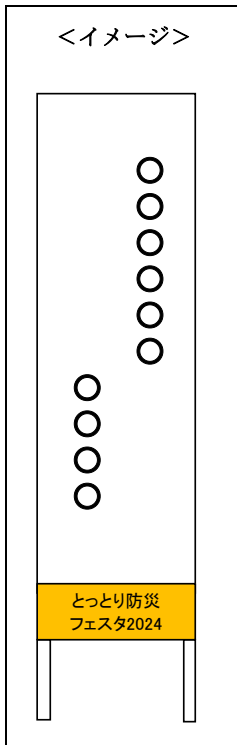


**\*注意事項** 会場レイアウト、駐車場とも調整中の案であり、今後変更する可能性がある。

## 「会場設営資機材等一覧表」

| 番号 | 機関名(順不同)<br>※機関名は昨年度のもの | テント<br>(張)<br>1.5×2 | テント<br>(張)<br>2×3 | パーテーション | 三方<br>横幕<br>(間)<br>1.5×2 | 長机  | 椅子  | コンセント | カラー<br>コーン | コーン<br>パー | 備考 |  |
|----|-------------------------|---------------------|-------------------|---------|--------------------------|-----|-----|-------|------------|-----------|----|--|
|    | 日本技術士会                  |                     |                   | 94      |                          | 6   | 6   | 2     |            |           |    |  |
|    | 鳥取県獣医師会                 |                     |                   |         |                          |     | 4   | 8     |            |           |    |  |
|    | 鳥取県消防設備協会               |                     |                   |         |                          |     | 3   | 4     |            |           |    |  |
|    | 鳥取県消防協会                 |                     |                   |         |                          |     | 3   | 4     | 2          |           |    |  |
|    | こくみん共済COOP              |                     |                   |         |                          |     | 2   | 8     | 2          |           |    |  |
|    | 明治                      |                     |                   |         |                          |     | 2   | 2     |            |           |    |  |
|    | 鳥取県栄養士会                 |                     |                   |         |                          |     | 5   | 8     | 3          |           |    |  |
|    | 日本防災士会鳥取県支部             |                     |                   |         |                          |     | 4   | 7     | 2          |           |    |  |
|    | 鳥取県警察                   |                     |                   |         |                          |     | 2   | 5     |            |           |    |  |
|    | 鳥取大学工学部                 |                     |                   |         |                          |     | 8   | 7     | 2          |           |    |  |
|    | NHK鳥取放送局                |                     |                   |         |                          |     | 5   | 7     | 4          |           |    |  |
|    | ナンバホームセンター              |                     |                   |         |                          |     |     |       | 2          |           |    |  |
|    | skyer                   |                     |                   |         |                          |     | 3   | 6     | 2          |           |    |  |
|    | 鳥取県治山砂防課                |                     |                   |         |                          |     | 4   | 6     | 1          |           |    |  |
|    | 自衛隊鳥取地方協力本部             |                     |                   |         |                          |     | 2   | 5     | 2          |           |    |  |
|    | 航空自衛隊美保基地               |                     |                   |         |                          |     | 1   | 2     |            |           |    |  |
|    | 境海上保安部                  |                     |                   |         |                          |     | 2   | 5     | 2          |           |    |  |
|    | 鳥取地方気象台                 |                     |                   |         |                          |     | 2   | 6     | 2          |           |    |  |
|    | 中国地方測量部                 |                     |                   |         |                          |     | 2   | 2     | 1          |           |    |  |
|    | 中国四国農政局                 |                     |                   |         |                          |     | 1   | 2     |            |           |    |  |
|    | 中国総合通信局                 |                     |                   |         |                          |     | 4   | 4     | 3          |           |    |  |
|    | 鳥取県警備業協会                |                     |                   |         |                          |     | 5   | 8     | 3          |           |    |  |
|    | 鳥取県環境整備事業協同組合           |                     |                   |         |                          |     |     |       |            |           |    |  |
|    | 日本赤十字社                  |                     |                   |         |                          |     | 2   | 5     |            |           |    |  |
|    | 新日本海新聞社                 |                     |                   |         |                          |     |     | 4     | 3          |           |    |  |
|    | 西日本高速道路                 |                     |                   |         |                          |     | 2   | 4     | 2          |           |    |  |
|    | NTT西日本                  |                     |                   |         |                          |     | 2   | 4     | 7          |           |    |  |
|    | NTTドコモ                  |                     |                   |         |                          |     | 2   | 4     | 3          |           |    |  |
|    | ソフトバンク                  |                     |                   |         |                          |     | 2   | 5     |            |           |    |  |
|    | 中部消防局                   |                     |                   |         |                          |     | 1   | 5     | 2          |           |    |  |
|    | 鳥取県技術企画課                | 1                   |                   |         | 1                        | 2   | 5   | 1     |            |           |    |  |
|    | 鳥取県歯科医師会                |                     |                   |         |                          | 1   | 4   |       |            |           |    |  |
|    | 鳥取県薬剤師会                 |                     |                   |         |                          |     |     |       |            |           |    |  |
|    | 楽天モバイル                  | 1                   |                   |         |                          | 2   | 4   |       |            |           |    |  |
|    | KDDI                    | 1                   |                   |         |                          |     | 4   | 1     |            |           |    |  |
|    | JAF鳥取県支部                |                     |                   |         |                          | 1   | 2   |       |            |           |    |  |
|    | 鳥取ガス                    | 1                   |                   |         | 1                        | 1   | 2   |       |            |           |    |  |
|    | 中国電力                    | 1                   |                   |         |                          | 1   | 5   | 3     |            |           |    |  |
|    | 陸上自衛隊第8普通科連隊            |                     |                   |         |                          |     |     |       |            |           |    |  |
|    | 鳥取河川国道事務所               | 1                   |                   |         |                          | 2   | 4   | 3     |            |           |    |  |
|    | 鳥取県河川課                  | 1                   |                   |         |                          | 2   | 6   | 1     |            |           |    |  |
|    | 会場本部                    |                     | 2                 |         |                          | 6   | 25  | 4     |            |           |    |  |
|    | 訓練会場                    |                     | 5                 |         |                          | 20  | 80  |       | 10         | 9         |    |  |
|    | 駐車場                     |                     |                   |         |                          |     |     |       | 40         |           |    |  |
|    | 臨時駐車場・シャトルバス乗り場         |                     | 3                 |         |                          |     |     |       | 20         |           |    |  |
|    | 予備用                     |                     |                   |         |                          | 9   | 18  |       |            |           |    |  |
|    | 合計                      | 7                   | 10                | 94      | 2                        | 128 | 302 | 65    | 70         | 9         |    |  |

# 看板一覧表



| 看板種別 | 寸法(mm)              | 枚数 | 表示内容(枚数)   |
|------|---------------------|----|--|
| A    | 幅 約900×<br>高さ 約1800 | 14 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「防災フェスタ第1・2駐車場(矢印)」(2)</li> <li>・「防災フェスタ 第2駐車場(矢印)」(1)</li> <li>・「防災フェスタ 関係者駐車場」(1)</li> <li>・「防災フェスタ シャトルバスのりば 東伯運動公園⇔琴浦町役場」(2)</li> <li>・「通行止めのお知らせ 9月15日(日) ○:○~○:○」(2)</li> <li>・「防災フェスタ 会場」(1)</li> <li>・「防災フェスタ 本部」(1)</li> <li>・「防災フェスタ ヘリ会場」(1)</li> <li>・「防災フェスタ ステージエリア・展示会場」(1)</li> <li>・「防災フェスタ 訓練会場」(1)</li> <li>・「防災フェスタ 避難所設営会場」(1)</li> </ul> <p>※矢印は設置場所に応じた表示とする。</p> |
| 計    |                     | 14 |  |

<特記事項>

- ・寸法の高さには、脚部(300mm程度)を含むものとする。
- ・材質は耐水性とし、表示面は片面とする。
- ・自立可能なものとし、重し(土のう等)による飛散防止対策を講じるものとする。